

防災集団移転促進事業(東日本大震災の被災地に係るものに限る)

【目的】

東日本大震災により被災した地域(東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画又は復興交付金事業計画の区域)において、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体に対し事業の実施に要する経費に係る交付金を交付し、防災のための集団移転の促進を図る。

【事業計画の策定等】

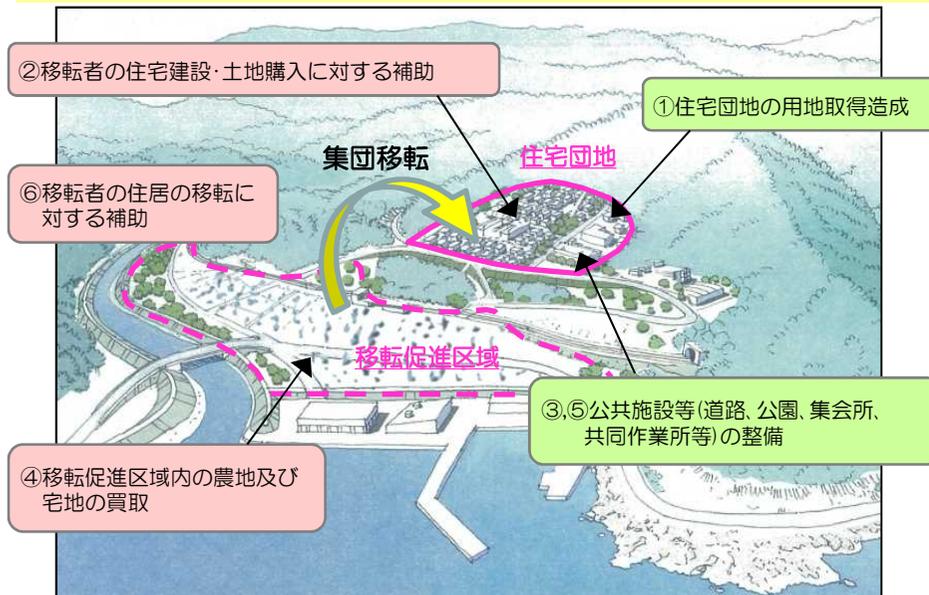
市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、集団移転促進事業計画を定める。

移転促進区域

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが相当であると認められる区域
※事業区域を建築基準法第39条の災害危険区域として建築禁止である旨を条例で定める。

住宅団地の規模

5戸以上(国土交通大臣が特別な事情があると認める場合を除き、移転しようとする住居の数が10戸を超える場合には、その半数以上の戸数規模が必要)



交付対象経費(下線部は平成23年度第3次補正予算における拡充内容)

- ① 住宅団地(住宅団地に関連する公益的施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用
※分譲する場合は分譲価格(市場価格)を超える部分を補助対象化
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買収に要する費用(当該移転促進区域内のすべての住宅の用に供されている土地を買い取る場合に限る)
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費
- ⑦ 事業計画等の策定費

H23年度3次補正予算等における以下の拡充により地方負担を軽減

※補助限度額の引き上げ

- ・住宅団地の用地取得造成費:地域の实情に応じた造成費見合いの加算。更に、これを超えた場合でも、個別認定で補助可能に。
- ・借入金の利子相当額補助: 406万円→722.7万円に引き上げ 等

※戸当たり限度額(従来:一般の市町村で1,655万円)の不適用

※交付率: 3/4(補助裏の50%を追加的に国庫補助、残りの50%についても地方交付税の加算等で手当)

復興交付金と地方財政措置をあわせて、100%が国の負担